

遊漁料の審査基準について

(1) 共通事項

ア 承認期間 1 年の遊漁料の額について

「あゆ」については、「申請者である漁業協同組合の組合員負担額（賦課金及び行使料等の合計、以下組合員負担額と記す）」の 2.8 倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の 2.8 倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

「あゆ以外の魚種」については、組合員負担額の 2.2 倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の 2.2 倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

イ 承認期間 1 日の遊漁料の額について

対象魚種にかかわらず、年間券の額の 4 分の 1 以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。年間券の額の 4 分の 1 を超える額については、申請者である漁業協同組合の漁場区域の大きさ、採捕期間等を勘案して審査する。

(2) 個別事項

共通事項に記載されていない事項については、申請ごとに審査する。

この審査基準は、令和 2 年 3 月 3 日から施行する。この審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例による。